

年 組 氏名

保護者 殿

甲斐市立双葉西小学校  
学 校 長

## 感染症による出席停止について (インフルエンザを除く)

学校感染症と、その出席停止期間は、学校保健安全法で次のように定められていますので、お知らせいたします。これらの病気にかかったときは、主治医から登校しても良いと言われるまで、自宅療養してください。この処置は、お子様が充分休養して早く病気を治すためと、他の子どもたちへの感染を防ぐためのものです。この療養期間中は欠席になりません。

なお、回復して登校する際は下記『登校許可証』へ主治医に記入してもらい、担任に提出してください。

- |                   |  |
|-------------------|--|
| 1 百日咳             | 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで     |
| 2 麻疹（はしか）         | 解熱後3日を経過するまで                                 |
| 3 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで |
| 4 風疹（三日ばしか）       | 発疹が消えるまで                                     |
| 5 水痘（みずぼうそう）      | すべての発疹がかさぶたになるまで                             |
| 6 咽頭結膜熱（プール熱）     | 主要症状が消えた後2日を経過するまで                           |
| 7 結核              | 感染のおそれがないと認められるまで                            |
| 8 髄膜炎菌性髄膜炎        | 感染のおそれがないと認められるまで                            |
| 9 その他の感染症※（       | ） 感染のおそれがないと認められるまで                          |

※その他の感染症・・・腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎など。

・インフルエンザに罹患した場合も出席停止扱いとなりますが、インフルエンザに限っては、再登校の際主治医からの証明を得るために再度受診をする必要はありません。その代わりとして、保護者様の方でご記入いただく用紙の提出が必要となりますのでご確認ください。（別紙）

## 登 校 許 可 書

上記の児童は、病名（ ）が全治したので、登校を許可します。

出席停止期間

令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで
----	---	---	-----	----	---	---	-----

令和 年 月 日

主治医 \_\_\_\_\_ 印